

令和2年第1回広尾町議会定例会 第2号

令和2年3月4日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議案第12号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第5号）について
- 3 議案第13号 令和元年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第4号）について
- 4 議案第14号 令和元年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 5 議案第15号 令和元年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について
- 6 議案第16号 令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）について
- 7 議案第17号 令和元年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第5号）について
- 8 議案第18号 令和元年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）について
- 9 議案第19号 令和元年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 10 議案第20号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）について
- 11 議案第21号 令和2年度広尾町一般会計予算について
- 12 議案第22号 令和2年度広尾町港湾管理特別会計予算について
- 13 議案第23号 令和2年度広尾町簡易水道事業特別会計予算について
- 14 議案第24号 令和2年度広尾町下水道事業特別会計予算について
- 15 議案第25号 令和2年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 16 議案第26号 令和2年度広尾町介護保険特別会計予算について
- 17 議案第27号 令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計予算について
- 18 議案第28号 令和2年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 19 議案第29号 令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計予算について
- 20 議案第30号 令和2年度広尾町水道事業会計予算について

○出席議員（13名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 浜 野 隆 | 2番 萬亀山 ちず子 |
| 3番 北 藤 利 通 | 4番 前 崎 茂 |
| 5番 志 村 國 昭 | 6番 山 谷 照 夫 |
| 7番 星 加 廣 保 | 8番 渡 辺 富久馬 |
| 9番 小 田 英 勝 | 10番 小 田 雅 二 |
| 11番 旗 手 恵 子 | 12番 浜 頭 勝 |
| 13番 堀 田 成 郎 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	村	瀬	優
副	町	田	中	靖
会	計	山	崎	勝
兼	出	山	崎	勝
総	務	白	石	晃
総	務	柏	崎	弥
併	総	西	内	香
併	総	山	岸	雄
企	画	雄	谷	幸
企	画	及	川	隆
住	民	齊	藤	美
住	民	佐	藤	直
住	民	楠	本	直
兼	住	村	上	洋
保	健	宝	泉	
兼	老人福祉センター	宝	泉	
兼	地域包括支援センター	宝	泉	
健康	管理センター	村	上	洋
保健	福祉課	浜	頭	
保健	福祉課	山	崎	義
認定	こども園	道		尚
認定	こども園	成	田	ま
兼	豊似保育所	成	田	ま
特別	養護老人ホーム	金	石	輝
特別	養護老人ホーム	佐	藤	清
兼	養護老人ホーム	金	石	輝
兼	養護老人ホーム	佐	藤	清
農	林	平		浩
農	林	寺	井	
兼	町営牧場	平		浩
水	産商工観光課	室	谷	直
建	設水道課	前	田	憲
建	設水道課	北	藤	盛
				通

兼下水終末処理センター長	前	田	憲	一
港 湾 課 長	森	谷		亨
港 湾 課 長 補 佐	安	岡	伸	弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長 補 佐	山	畑	裕	貴
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社 会 教 育 課 長	小	川	浩	司
図 書 館 長	奥	村	京	子
兼 海 洋 博 物 館 長	小	川	浩	司

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	辻	田	廣	行
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
併 書 記 長	道		淳	一

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木	下	利	夫
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今	村	弘	美
事 務 局 長	西	脇	秀	司

○出席事務局職員

事 務 局 長	道		淳	一
事 務 局 次 長	保	坂	一	也
総 務 係 主 事	西	村		萌

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、志村國昭議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 議案第12号～日程第10 議案第20号

1、議長（堀田） 日程第2、議案第12号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第5号）についてから日程第10、議案第20号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）についてまでの9件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第12号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第5号）から議案第20号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第5号）まで一括して提案説明を申し上げます。

今回の主な補正内容であります。事業確定見込みによる整理を行ったものであります。

最初に、議案第12号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものです。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億9,239万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を71億1,956万5,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の追加及び変更を第2表でお示しをするものであります。

第3条は、地方債の補正でありまして、地方債の追加及び変更を第3表でお示しをするものであります。

37ページであります。

第2表の債務負担行為の補正の追加及び変更であります。

追加であります。事項といたしまして、利子補給補助金が2件であります。

港湾直轄事業負担金は、国の補正予算によりゼロ国債事業として整理されたことから、債務負担行為を設定するものであります。期間といたしまして、令和2年度であります。限度額といたしま

して、1,200 万円であります。

次に、変更でありますが、漁業近代化資金利子補給につきまして事業の確定により変更行うものであります。

続きまして、第3表、地方債補正の追加及び変更であります。

追加であります。過疎対策事業債としておりました児童福祉会館のボイラー改修事業に係る地方債を緊急防災・減災事業債とするものであります。

次に、限度額の変更であります。

港湾施設整備事業債及び過疎対策事業債につきまして、事業の確定見込みにより減額整理を行うものであります。

町債の合計から1億1,430 万円を減額し、5億1,924 万2,000 円とするものであります。

なお、歳入歳出の詳細につきましては、総務課長より補足説明をいたさせます。

続きまして、議案第13号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものである。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ347 万円を追加し、歳入歳出の総額を1億1,366 万9,000 円とするものである。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものである。

次のページの補正の歳入であります。

使用料の追加につきましては、港湾施設用地使用料の確定見込みによる整理であります。

次に、歳出であります。

1款1項港湾管理費につきましては、事業費の確定見込みによる整理及び一般会計繰出金の追加によるものである。

2款1項上屋管理費につきましては、事業費の確定見込みによる整理であります。

3款1項公債費につきましては、財源内訳の補正であります。

続きまして、議案第14号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものである。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ150 万1,000 円を減額し、歳入歳出の総額を7,358 万9,000 円とするものである。

第2項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものである。

次のページの歳入であります。

1款1項使用料及び同款2項手数料につきましては、簡易水道使用料及び給水審査検査手数料の確定見込みによる整理であります。

2款1項は、一般会計繰入金を整理するものである。

次に、歳出であります。

1 款 1 項簡易水道費につきましては、事業費の確定見込みによる減額、通信運搬費の追加及び財源内訳の整理をするものであります。

2 款 1 項公債費は、財源内訳の補正であります。

続きまして、議案第 15 号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによるものであります。

第 1 条は、歳入歳出の予算の総額からそれぞれ 1,431 万 1,000 円を減額し、歳入歳出の総額を 3 億 8,567 万 1,000 円とするものであります。

第 2 項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第 2 条は、地方債の補正でありまして、地方債の変更を第 2 表でお示しをするものであります。次のページの歳入であります。

1 款 2 項負担金から 3 款 1 項国庫補助金までは、確定見込みによる減額であります。

4 款 1 項一般会計繰入金については、歳入歳出の調整による一般会計繰入金の減額であります。

7 款 1 項町債は、事業費の確定見込みによる減額であります。

次、歳出であります。

1 款 1 項一般管理費から 2 款 1 項事業費までは、確定見込みによる減額の整理であります。

3 款 1 項公債費は、財源内訳の補正であります。

次のページの第 2 表、地方債補正の変更であります。公共下水道事業債のほか 2 件について、事業費の確定により、おのおの限度額を変更するものであります。

町債の合計から 680 万円を減額し、8,540 万円とするものであります。

続きまして、議案第 16 号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによるものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,872 万 3,000 円を減額し、歳入歳出の総額を 9 億 7,664 万 2,000 円とするものであります。

第 2 項については、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページの歳入であります。

歳入につきましては、確定見込みによる整理を行っているところであります。

次に、歳出であります。

1 款 1 項総務管理費は、確定見込みによる減額のほか、システム改修の負担金の追加、インフルエンザ予防接種等に対する特別調整交付金の一般会計への繰り出しであります。

2 款 1 項療養諸費から 5 款 3 項趣旨普及費までは、確定見込みによる整理及び財源内訳の補正であります。

次に、議案第 17 号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによるものである。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 1,672 万円を減額し、歳入歳出の総額を 7 億 506 万 1,000 円とするものである。

第 2 項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものである。

次のページの介護保険料の調定額確定見込み、南十勝介護認定審査会の決算見込み、歳出において保険給付費等の確定見込みによる歳入の整理を行ったものである。

次、歳出であります。事業費及び保険給付費の確定見込みによる整理のほか、介護給付費準備基金積立金を計上しております。

続きまして、議案第 18 号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによるものである。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 300 万 9,000 円を減額し、歳入歳出の総額を 2 億 5,062 万 8,000 円とするものである。

第 2 項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものである。

次のページの歳入であります。入所者の入院日数の増加と利用日数の減による施設介護サービス収入の減額補正であります。負担金収入及び一般会計繰入金は、確定見込みによるおのこの整理を行ったものである。

次に、歳出であります。事業費の確定見込みにより整理を行ったものである。

議案第 19 号についてであります。

本案は、令和元年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものである。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 500 万 6,000 円を減額し、予算の総額を 1 億 1,479 万 4,000 円とするものである。

第 2 項については、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものである。

次のページの補正内容であります。歳入は保険料の確定見込みによる整理、歳出は保険料の確定による広域連合への納付金の整理及び事業確定見込みによる整理であります。

続きまして、議案第 20 号についてであります。

第 1 条は、令和元年度広尾町水道事業会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによるものである。

第 2 条の収益的支出であります。予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものである。第 1 款第 1 項営業費用から 405 万 9,000 円を減額し、同款第 2 項営業外費用から 255 万円を減額するものである。

補正の内容であります。事業費の確定見込みにより、おのこの整理を行ったものであります。

第3条の資本的支出であります。予算第4条本文括弧書き中をおのこの改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正とするものであります。

支出であります。第1款第2項建設改良費から269万5,000円を減額するものであります。

以上で、議案第12号から議案第20号までの補正予算について提案理由の説明とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

白石総務課長。

1、総務課長（白石） それでは、一般会計補正予算（第5号）につきまして、事項別明細書により説明をいたします。

初めに、本補正予算につきましては歳入歳出の確定見込みによる整理が中心でありますので、確定見込みのものにつきましては基本説明を省略させていただきます。

それでは、主な補正内容について説明をいたします。

歳出から説明をさせていただきます。

まず、18ページをお願いしたいと思います。

3款1項10目プレミアム付商品券事業費、19節負担金補助及び交付金は、事業の確定による減額であります。

次に、飛びまして、22ページをお願いいたします。

22ページ下段から23ページ上段の4款1項6目国民健康保険病院費、19節負担金補助及び交付金につきましては、確定見込みによる減額であります。

次、その下、5款1項3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金は、主として、説明欄01農業振興費の黒ポツ4つ目、担い手確保・経営強化支援事業補助金で、新規採択に伴いまして歳入と同額の追加補正であります。

次に、飛びまして、29ページをお願いいたします。

29ページ中段、7款3項1目港湾総務費、19節負担金補助及び交付金は、説明欄03港湾直轄事業費のとおり、国直轄事業の決定による負担金の減額であります。

次、30ページをお願いいたします。

30ページ下段の9款1項2目事務局費、1節報酬は、31ページ説明欄のところにありとおり、教員補助員に関わる報酬の減額であります。

次に、戻っていただきまして、歳入のほうを説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。

歳入、14款2項2目民生費国庫補助金の3節プレミアム付商品券事業補助金は、事業の確定による補正、同項5目教育費国庫補助金の1節小学校費補助金は、豊似小学校に係る工事費の確定見込みによる補正であります。

次、6 ページ、15 款 2 項 3 目農林水産業費道補助金の 1 節農業費補助金は、歳出と同額の追加補正であります。

次、7 ページ、16 款 2 項 1 目不動産売払収入の 2 節立木売払収入は、確定見込みによる追加補正であります。

17 款寄附金、1 項 2 目指定寄附金、2 節民生費寄附金は、社会福祉振興資金としまして 2 件 13 万円、老人福祉施設整備資金として 1 件 20 万円の計上、3 節教育費寄附金は、教育振興資金寄附金として 2 件 120 万円の計上であります。同項 3 目ふるさと納税寄附金の 2 節企業版ふるさと納税寄附金は、実績による 120 万円の追加補正であります。

次、めくりまして、8 ページ下段の 20 款諸収入、5 項 2 目の 9 ページ、5 節雑入は、魚類飼育試験施設維持管理負担金及びプレミアム付商品券売却収入ほか確定見込みによる補正であります。

21 款町債につきましては、各事業の確定見込みによる整理であります。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。審議の方法は、一般会計から各会計ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

一般会計から各会計ごとに審議を行います。

申し上げます。本案 9 件については、会議規則第 55 条の質疑回数の規定を適用せず審議することといたします。

これより審議に入ります。

初めに、議案第 12 号 令和元年度広尾町一般会計補正予算（第 5 号）についてを審議します。

初めに、歳出に対する質疑の発言を許します。

4 番、前崎茂議員。

1、4 番（前崎） 事項別明細書の 18 ページでありますけれども、3 款民生費、1 項 10 目のプレミアム付商品券の事業費で、19 節 3,175 万円の減額となっております。これは 6 月の補正予算で、いわゆるプレミアム付商品券の事業ということで 4,500 万円計上されております。その内訳としては、住民税非課税の低所得者世帯に対する部分、それから 3 歳未満児を有する保護者ということで、その低所得者対策には 1,700 人の対象者がいると、それから 3 歳未満児については 100 人いるということで予算計上されておりますけれども、今回 3,175 万円の減額ですから 25%程度、4 分の 1 程度の事業執行ということになりますけれども、この間、これは 10 月 1 日から施行という形で進められておりますけれども、なぜこのような多額な減額になったのか、これについてご説明いただきたいと思います。

それから、23 ページの 4 款衛生費、1 項の 19 節 2,693 万 5,000 円の減額でありますけれども、

国民健康保険病院運営交付金の減額であります。この定例会議案資料の 51 ページの中で国保病院会計の資料として添付されておりますけれども、この 51 ページに長期貸付金、4 項 1 目でありますけれども、この奨学金 350 万円が全額、今回減額になっております。これは当初の説明では、東都大学の看護学科に係る 2 人分の奨学資金ということで、2 人分ですから 1 人当たり 175 万円相当の奨学金なのですけれども、今回、全額減額したということでありまして、この内容について詳しく説明していただきたいと思っております。

それからもう一点、29 ページ、7 款土木費、3 項 1 目港湾総務費の関係ですけれども、19 節負担金補助及び交付金 7,771 万 3,000 円の減額になっております。これ当初予算は 9,999 万円、約 1 億円の予算計上がありましたけれども、今回 7,771 万 3,000 円の減額ですから、残り 2,227 万円程度ということで、大幅な減額となっておりますけれども、この減額になった理由と、例えば当初計画の事業費ベースでどの程度下がったのか、また、この減額になった理由についてご説明をいただきたいと思っております。

以上です。

1、議長（堀田） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 初めに、プレミアム付商品券の件でございます。

当初の予算見積りでは、おっしゃるとおりプレミアム付商品券の購入対象者を町民税非課税の方 1,700 人、それから子育て対象者、お子さんを持つ方 100 人、合わせて 1,800 人で見積もりましたが、その対象者を抽出した結果、非課税の方が 1,180 人、子育て対象者の方が 140 人、合わせて 1,320 人と、480 人減りました。そして、プレミアム付商品券の購入に必要な引換券の交付状況ですけれども、非課税の方 1,180 人に対しまして申請により引換券を交付した方は 481 人となり、交付率は 40.763%という結果になりました。この結果、これに伴いまして、プレミアム付商品券の利用が当初見込んだよりも落ち込んだことが今回の補正の要因となっております。

それから、2 点目の国保病院の奨学金についてでございます。

これにつきましては、令和元年度予算で 2 人分の奨学金の貸付けを見込んでおりましたが、令和元年度中にこの大学に進学を希望する広尾高校の生徒がいなかったため、この貸付けを実行することがなくなったため、今回減額するものです。

以上です。

1、議長（堀田） 森谷港湾課長。

1、港湾課長（森谷） 国の直轄事業の予算につきましては、一昨年、平成 30 年の 4 月に北海道開発局と協議いたしまして、事業費が 6 億 6,660 万円、管理者負担金が 9,999 万円として要求しておりました。しかしながら、十勝港の予算配当の情報が入ったのは年度当初、昨年の 4 月でありまして、事業費が 1 億 4,880 万円でありまして、管理者負担金 2,200 万円として決定したことから、今

回、減額補正をしたところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） まず、1点目のプレミアム付商品券の関係ですけれども、当初の説明では1,700人の対象がいるだろうということで、結果として1,180人ということで、かなりな数字の乖離があるわけでもありますけれども、さらに交付申請した方が481人ということで対象者の35%、3分の1程度ということで非常に驚いているのですけれども、今回10月からの消費税増税に伴って、そういった国の低所得者対策としてやったのですけれども、そういった意味では非常に意味効果的な政策であるかと思うのですけれども、実態としてなぜこのような形で非常に少なくなったのかということについては、どのように押さえられているのか、また、この間この交付率が少ないということでの途中での町としての対策はどのように行ったのか、それについてご説明いただきたいと思います。

それと、国民健康保険病院の運営交付金のうちの奨学金の関係ですけれども、この奨学金制度で本町の看護師不足について解消されるものというふうに私どもも大変期待をしていたのですけれども、結果として希望者がいなかったということでもあります。当然、これは新年度も予算計上されていると思うのですけれども、この点についてどういう形で今までの取組としてアプローチをされていたのか、もう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

それと、港湾直轄事業費の関係なのですけれども、前年度もこういう形で減額をされていたと思うのですけれども、基本的には例えば補助申請といいますか、その部分で予算計上するのではなくて、例えば先ほどの説明では、4月以降の補助確定で当初6億6,600万円程度見ていたものが、1億4,800万円になったということですから、ある意味この作業自体が毎年12月から1月にかけて行っておりますので、例えば4月に補助確定、事業確定するのであれば、確定の後の議会、例えば6月とか、そういう中での補正予算でも十分この作業的には間に合うと思うのですね。そういった意味では、申請段階で予算計上ではなくて確定後に予算計上すると、そのことがより適切かと思うのですけれども、その点についてもう一度ご説明をいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 宝泉保健福祉課長。

1、保健福祉課長（宝泉） 今回、プレミアム付商品券の利用が低迷したという理由についてなのですけれども、昨年12月に内閣府が発表しました全国平均の引換券の交付率につきましては、34%という発表になっております。本町が40.763%でしたけれども、全国平均は34%という数値でした。

これにつきまして、その要因なのですけれども、今回、商品券を額面で最大1人2万5,000円まで購入することができます。購入時における割引率が20%ですので、2万5,000円の商品券を買うには2万円の現金が必要になりますけれども、特に低所得者の方々の中にこの2万円を工面できる

方が少なかったのではないかというふうに言われており、本町についても、担当レベルでは、そのようなことがこの利用の低迷につながったというふうに考えております。

それから、対策についてなのですが、当初からこの商品券の利用のPR、広報、それから町内放送で行ってまいりました。それから、引換券の申請期限、当初11月末まで設定しておりましたけれども、交付申請する件数が少なかったため、これを1月末まで、2か月延長しました。2か月延長しましたが、その間の申請者が僅か8人にとどまってしまいました。

ただ、もう一度繰り返しますけれども、PR、それから申請期限の延長と利用を促進する取組は行ってまいりました。

それから、2点目の国保病院の奨学金の件でございますけれども、先ほど申し上げたとおり令和元年度中の進学希望者はおりませんでした。これに対するPRなのですが、国保病院のほうで広尾高校のほうにこの奨学金の制度をPRしていることと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 森谷港湾課長。

1、港湾課長（森谷） 今の国直轄事業の関係なのですが、補助事業の申請と仕組みが違いまして、まず北海道開発局のほうに要求いたしまして、それを財務省でもんで初めて金額が分かるということになっておりまして、港湾全体の事業費というのは、概算要求のほうでつかむのですが、港別の事業費というのが本当に翌年度の、年度当初の4月ということになっているものですから、その分で数字の根拠として要求はしていきたいと思っております。それで、なかなか毎年満額がつかない状況でありますので、この工事の内容というのがしゅんせつ事業ということもありまして、広尾町単独費では非常に厳しいものですから、港湾直轄事業で要求をお願いしております。この予算の満額配当に向けて継続的にお願いしていく考えということで、ご理解いただければと思います。

（「なぜ6月に補正しないかという」の声あり）

すみません。

なぜ補正後ということなのですが、まず最初に、なかなか満額配当がつかないということで、管理者として広尾町として工事をやってほしいという要求も含めて予算は計上したいと考えております。

1、議長（堀田） 暫時休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 再開

再開します。

森谷港湾課長。

1、港湾課長（森谷） 大変失礼いたしました。

今、前崎議員がおっしゃられたとおり4月に確定するわけでありますが、6月補正で減額ということも考えられます。また、今後につきましても、そのような計上を、ただ、国の追加補正もあるわけですが、その6月時点で、分かった時点で計上したいと思っております。

よろしくお願いします。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、歳入に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第13号 令和元年度広尾町港湾管理特別会計補正予算（第4号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第14号 令和元年度広尾町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第15号 令和元年度広尾町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第16号 令和元年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

次に、議案第17号 令和元年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第18号 令和元年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第19号 令和元年度広尾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

次に、議案第20号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算(第5号)についてを審議します。

本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

これをもって各会計ごとの質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第12号 令和元年度広尾町一般会計補正予算(第5号)についてから議案第20号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算(第5号)についてまでの9件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第20号までの9件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案9件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案9件は討論を省略します。

これより議案第12号 令和元年度広尾町一般会計補正予算(第5号)についてから議案第20号 令和元年度広尾町水道事業会計補正予算(第5号)についてまでの9件を一括採決します。

お諮りします。本案9件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案9件は原案のとおり可決されました。

休憩します。

午前 10 時 41 分 休憩

午前 11 時 00 分 再開

再開します。

◎日程第 11 議案第 21 号～日程第 20 議案第 30 号

1、議長（堀田） 日程第 11、議案第 21 号 令和 2 年度広尾町一般会計予算についてから日程第 20、議案第 30 号 令和 2 年度広尾町水道事業会計予算についてまでの 10 件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） それでは、議案第 21 号 令和 2 年度広尾町一般会計予算についてから議案第 30 号 令和 2 年度広尾町水道事業会計予算についてまでを一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第 21 号についてであります。

本案は、令和 2 年度広尾町一般会計予算は、次に定めるところによるものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算でありまして、それぞれ 68 億 6,600 万円と定めるところのものであります。

第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によるものであるものとします。

第 2 条は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額を「第 2 表 債務負担行為」でお示しをするものであります。

第 3 条は、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を「第 3 表 地方債」でお示しをするものであります。

第 4 条は、一時借入金でありまして、地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12 億円と定めたいとするものであります。

第 5 条は、歳出予算の流用の関係であります。

次の 69 ページであります。

第 2 表の債務負担行為でありまして、備荒資金組合情報系サーバー譲渡事業から備荒資金組合共用車譲渡事業償還金までの 3 件について、債務負担行為の期間、限度額をそれぞれ定めたいとするものであります。

第 3 表の地方債であります。

臨時財政対策債から過疎対策事業債までの 5 件について、起債の目的ごとにそれぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第 3 表のとおり定めたいとするものでありまして、限度額の合計は 4 億 4,950 万円であります。

続きまして、議案第 22 号についてであります。

本案は、令和２年度広尾町港湾管理特別会計予算は、次に定めるところによるものとなります。

第１条は、歳入歳出予算でありまして、それぞれ１億１,０８０万円と定めるところとなります。

第２項は、予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算」によるものとなります。

第２条は、歳出予算の流用であります。

次に、議案第２３号についてであります。

本案は、令和２年度広尾町簡易水道事業特別会計予算は、次に定めるところによるものとなります。

第１条は、歳入歳出予算でありまして、それぞれ１億３,０００万円と定めるところとなります。

第２項は、「第１表 歳入歳出予算」によるものとなります。

第２条は、「第２表 地方債」でお示しをするものとなります。

第３条は、歳出予算の流用であります。

続きまして、第２表の地方債であります。

簡易水道事業債及び辺地対策事業債の２件について、起債の目的ごとにそれぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第２表のとおり定めたいとするものでありまして、限度額の合計は４,８３０万円となります。

続きまして、議案第２４号についてであります。

本案は、令和２年度広尾町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによるものとなります。

第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億２,４５０万円と定めるところとなります。

第２項は、「第１表 歳入歳出予算」によるものとなります。

第２条は、「第２表 債務負担行為」であります。

第３条は、「第３表 地方債」であります。

第４条は、一時借入金でありまして、最高額を１億７,０００万円と定めたいとするものとなります。

第５条は、歳出予算の流用であります。

８１ページであります。

第２表は、債務負担行為でありまして、３件の事項について、債務負担行為の期間、限度額を定めたいとするものとなります。

第３表は、地方債であります。

公共下水道事業債から過疎対策事業債までの４件について、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めたいとするものでありまして、限度額の合計は１億８,８３０万円となります。

続きまして、議案第２５号についてであります。

本案は、令和２年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによるものとなります。

第１条は、歳入歳出予算でありまして、それぞれ９億７,９６０万円と定めたいとするものとなります。

第2項は、「第1表 歳入歳出予算」であります。

第2条は、歳出予算の流用であります。

続きまして、議案第26号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、それぞれ6億9,820万円と定めたいとするものであります。

第2項は、「第1表 歳入歳出予算」であります。

第2条は、歳出予算の流用であります。

続きまして、議案第27号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町介護サービス事業特別会計予算は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、それぞれ2億7,370万円と定めたいとするものであります。

第2項は、「第1表 歳入歳出予算」であります。

第2条は、「第2表 債務負担行為」であります。

第3条は、歳出予算の流用であります。

92ページの第2表であります。債務負担行為でありまして、1件の事項について債務負担行為の期間、限度額をそれぞれ定めたいとするものであります。

次に、議案第28号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、それぞれ1億2,120万円と定めたいとするものであります。

第2項は、「第1表 歳入歳出予算」であります。

続きまして、議案第29号についてであります。

本案は、令和2年度広尾町病院事業債管理特別会計予算は、次に定めるところによるとするものであります。

第1条は、歳入歳出予算でありまして、それぞれ1億5,821万8,000円と定めたいとするものであります。

第2項は、「第1表 歳入歳出予算」であります。

第2条は、「第2表 地方債」であります。

99ページの第2表の地方債であります。

病院事業債及び過疎対策事業債の2件について、起債の目的ごとにそれぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第2表のとおり定めたいとするものでありまして、限度額の合計は1億2,940万円であります。

続きまして、議案第 30 号についてであります。

第 1 条は、令和 2 年度広尾町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものとなります。

第 2 条は、業務の予定量であります。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額でありまして、収益的収入の予定額の総額を 1 億 6,137 万 5,000 円、収益的支出の予定額の総額を 1 億 6,829 万 5,000 円と定めたいとするものとなります。

次のページの第 4 条の資本的支出であります。

資本的支出の予定額は、次のとおり定めたいとするものとなります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,617 万 7,000 円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填をするものであると定めるものとなります。

次に、支出であります。資本的支出の総額を 8,617 万 7,000 円と定めたいとするものとなります。

第 5 条は、一時借入金でありまして、限度額を 1,000 万円と定めたいとするものとなります。

第 6 条は、支出の流用の関係であります。

第 7 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でありまして、職員給与費であります。

第 8 条は、棚卸資産の購入限度額でありまして、1,354 万 6,000 円と定めたいとするものとなります。

以上で、議案第 21 号から議案第 30 号までについて提案説明とさせていただきます。議決方よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、一般会計及び各特別会計予算の資料について説明をお願いします。

田中副町長。

1、副町長（田中） それでは、令和 2 年度の予算について説明をさせていただきます。

昨日、町長のほうから予算の概要について説明をさせていただいておりますので、重複する部分につきましては割愛をさせていただきます。

予算説明資料をご用意いただきます。

予算説明資料の 1 ページをお願いいたします。

一般会計、各特別会計、企業会計の全会計を合わせた予算の総額は 101 億 1,669 万円で、0.4%の増となるものとなります。

次に、2 ページ、3 ページをお願いいたします。

特別会計及び企業会計への繰出金の内容であります。

簡易水道事業特別会計から後期高齢者医療特別会計までの 6 特別会計の合計は、3 ページの下段になりますけれども、5 億 7,572 万円の計上で、前年比で 3,144 万 2,000 円、率で 5.8%の増であります。

企業会計の水道事業については、補助金、負担金はありません。

なお、地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院への運営交付金につきましては、欄外に参考として記載をさせていただいております。令和2年度の運営交付金は3億6,545万1,000円の計上で、前年比4,346万3,000円、率で10.6%の減であります。この関係につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

一般会計歳入歳出の予算状況でございますが、昨日の予算概要の説明と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

令和2年度一般会計の歳出の性質別状況であります。縦に目的別、横に性質別に整理した表であります。

7ページ中段のところに太枠で合計の欄がありますので、こことその下の性質別の比較、伸び率で大きく増減しているものについてご説明いたします。

まず、人件費であります。合計12億8,185万円で、当初予算と比較した伸び率は13.8%の増となっております。増加の主な要因につきましては、会計年度任用職員制度の運用によりまして、前年度まで物件費で計上しておりました臨時職員賃金の人件費である給料及び報酬となったため、増加となったものであります。

次に、物件費であります。9億8,983万4,000円で、16.6%の減であります。ただいま申し上げましたように、会計年度任用職員の運用によるものであります。

次に、普通建設事業費は、4億1,499万4,000円で、41.7%の減であります。

次に、積立金でございますが、1億796万3,000円で、38.9%の増、ふるさと納税寄附金等の増額によるものであります。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

給与費の目的別の一覧表であります。この表は、一般会計の議員、特別職、各種委員報酬、職員、会計年度任用職員に係る人件費を目的別経費で区分をしたものであります。

9ページの右側に合計額(A)欄というものがございます。合計で12億8,185万円の計上となるものでありまして、現年度当初予算と比較しまして、伸び率で14.4%の増、内訳では報酬、給料、職員手当等で増、共済費で減となっております。

先ほど申し上げましたとおり、会計年度任用職員制度の運用によるものであります。

続きまして、10ページをお願いいたします。

一般会計事業等調への関係であります。

これにつきましては、継続事業のほか、新規事業であって特に広域で取り組むもの、あるいは臨時的なもの、それから事業の緊急性を考慮した事業について計上をしております。新規事業等につきましては、事業名の横に米印を付しております。主なものについて説明をさせていただきます。

初めに、11ページになります。

総務費の10番、北海道十勝地域と東京たいとう・すみだ連携交流事業分担金負担金でありますけ

れども、十勝と東京都台東区・墨田区がそれぞれの地域が持つ特色を生かした連携交流を行うことで、関係人口や交流人口の増加を図る事業であります。

ページ飛びまして、24 ページをお願いいたします。

16 番、日高山脈襟裳国定公園の国立公園指定に向けた住民の機運醸成を図るために、帯広市が中心となり実行委員会を組織し、広尾町、大樹町、中札内村、芽室町、清水町が共同で取り組むための負担金の支出であります。

飛びまして、26 ページをお願いいたします。

9 番、10 番であります。道路舗装工事でありまして、合わせまして 2,910 万 6,000 円の計上であります。位置図、図面につきましては、36 ページ、37 ページに掲載をしております。

ページ飛びまして、29 ページ、教育費の関係であります。

教育費の 4 番、学校施設長寿命化個別計画策定委託料は、広尾小学校、豊似小学校、広尾中学校及び学校給食センターの 4 施設について施設の長寿命化の計画を策定し、効率的な管理を図っていくものであります。

35 ページに飛びます。

学校給食費の関係でありまして、70 番、71 番は給食センターの厨房機器等の更新事業費の計上であります。

続きまして、42 ページ、43 ページをお願いいたします。

42 ページ、43 ページにつきましては、令和 2 年度の特別会計の歳入及び歳出の性質別の内訳書であります。

また、44 ページから 48 ページにつきましては、各特別会計事業等調べであります。昨日の概要説明を重複いたしますので、説明につきましては割愛をさせていただきます。

恐れ入ります、49 ページをお願いいたします。

49 ページから 52 ページにつきましては、それぞれ工事の位置図を掲載しております。

ここで訂正をお願いいたします。

ページ数 50 ページ、51 ページであります。

図面の 50 ページ、51 ページ、「上下水道課」所管の工事となっておりますけれども、「建設水道課」の誤りであります。訂正をお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

57 ページをお願いいたします。

令和 2 年度の基金の見込みに関する調書との関係であります。

下から 6 行目、太枠で囲まれております積立金合計欄の一番右側であります。令和 2 年度末の基金残高の見込みであります。一般会計では 26 億 5,621 万 3,000 円、下段の欄外になりますけれども、基金全体では 29 億 112 万 8,000 円となる見込みであります。

58 ページであります。

地方消費税交付金の社会保障財源分について記載をしております。

また、59 ページでありますけれども、前年度までに基金に積立てをいたしましたふるさと納税寄附金の活用状況についてお示しをしております。

また、60 ページから 63 ページにかけましては、各会計別の町債の発行額、地方交付税の措置状況についてお示しをしております。それぞれ後ほどご覧いただきたいというふうに思っております。

ここで申し訳ありません。20 ページにお戻りをいただきたいと思います。

32 番、国民健康保険病院への運営交付金について説明をさせていただきます。

別冊でお配りをしております地方独立行政法人広尾町国民健康保険病院予算実施計画書をご用意いただきます。

実施計画書の 1 ページをお願いいたします。

収益収入の関係であります。

収益の関係につきましては、一番上でありますけれども、9 億 8,733 万 7,000 円であります。前年と比較しまして 8,613 万 8,000 円の増でございます。

次に、2 ページをお願いいたします。

収益支出の関係であります。

医師、看護師、医療技術者、事務職員等の人件費をはじめ、医薬材料費、施設の維持管理経費など収益支出の合計につきましては、9 億 8,383 万 7,000 円であります。

収益収入と収益支出に 350 万円の差額が生じますけれども、資本収支の不足額に補填をするものであります。

3 ページは、資本収支であります。

資本収入が 1 億 6,895 万 1,000 円。

それから、その下の支出であります。

資本支出につきましては、移行前の地方債償還金及び磁気共鳴画像装置（MR I）などの医療機器の購入費並びに MR I 導入に係る病院増築工事など 1 億 7,245 万 1,000 円を予定しております。

医療機器等の購入の内訳につきましては、17 ページに記載をしております。

また、資本収入が資本支出に対し不足する額 350 万円につきましては、先ほど申し上げました資本の収支のほうから補填をされるものであります。これらの経費に充てるため、地方独立行政法人法の規定に基づきまして、運営交付金 3 億 6,545 万 1,000 円を計上しております。

その内訳について説明をいたします。

5 ページをお願いいたします。

1 款 2 項 1 目 1 節運営負担金 6,554 万 9,000 円、内訳としまして、保健衛生行政事務、救急医療活動に対する負担金であります。

同じく 5 ページの 2 款 2 項 1 目 1 節運営費負担金収益 2 億 3,698 万 9,000 円、同じく同款 3 項 1 目 1 節の運営交付金収益の 3,408 万 7,000 円、それぞれ説明欄に記載をされております経費に充当をするものであります。

それから、ページをめくっていただきまして、16 ページをお願いいたします。

資本収入の 1 款 1 項 1 目 1 節の一般会計負担金 1,451 万 4,000 円、同款 2 項 1 目 1 節の一般会計交付金 1,431 万 2,000 円につきましては、企業債償還元金及び医療機器の購入に係る負担金であります。

以上、一般会計及び各特別会計予算資料の事業内容について説明とさせていただきます。水道事業会計につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 次に、水道事業会計予算について説明をお願いします。

前田建設水道課長。

1、建設水道課長（前田） それでは、予算説明資料の 53 ページをお願いします。

歳入及び歳出性質別内訳書です。

最初に、表の左側、収益的収入につきましては、給水収益から長期前受金戻入までを合わせまして 1 億 6,137 万 5,000 円を計上いたしました。

次に、表の右側です。収益的支出につきましては、人件費から予備費までを合わせまして 1 億 6,829 万 5,000 円を、資本的支出につきましては、企業債償還金から計装設備費までを合わせまして 8,617 万 7,000 円を計上いたしました。

続きまして、54 ページをお願いします。

事業等調べです。

最初に、事業番号 8 番につきましては、配水管の改良工事に伴う給水管の切替え工事、事業番号 11 番は配水管改良工事です。

事業番号 12 番につきましては、水道料金システムのサーバー機器、バックアップ装置、ソフトウェアの更新をするものです。

以上でございます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本案 10 件は、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案 10 件は、予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、予算審査特別委員会の開催をお願いします。

委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長であります星加廣保議員に臨時委員長をお願いします。

本会議を休憩します。

午前 11 時 27 分 休憩

午前 11 時 32 分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました予算審査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

委員長には星加廣保議員、副委員長には前崎茂議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日5日及び明後日6日は議事の都合上休会とし、さらには7日、8日の土曜日、日曜日も休会としまして、来週月曜日9日10時より本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午前11時33分